

⑰ 週休2日工事について

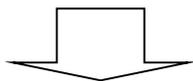
変更前

発注者指定型	予定価格 4,000 万円以上の工事
受注者希望型	予定価格 4,000 万円未満の工事

【対象外】

- (1) 施工に必要な実日数（実働日数）が1か月（28日）未満と見込まれる工事
- (2) 市長が対象工事に適さないと判断する工事
 - ア 予定価格 130 万円（税込）以下の工事
 - イ 個別の事業特性により適正工期の確保が困難
 - a 自然災害対応等による緊急工事
 - b 市民サービスに影響する工事
 - c その他、事業執行上の要因により適用が困難な工事

変更後



発注者指定型	<u>下記の対象外工事を除く全ての工事</u> ※月単位の週休2日を指定
受注者希望型	<u>新築以外の建築工事</u> ※通期の週休2日を指定 (月単位の週休2日について協議)

【対象外】

- (1) 施工に必要な実日数（実働日数）が1か月（28日）未満と見込まれる工事
- (2) 通年維持工事、緊急性の高い応急対策工事
- (3) 市長が対象工事に適さないと判断する工事
 - ア 予定価格 130 万円（税込）以下の工事
 - イ 個別の事業特性により適正工期の確保が困難
 - a 自然災害対応等による緊急工事
 - b 市民サービスに影響する工事
 - c その他、事業執行上の要因により適用が困難な工事